

遠別町風力発電施設に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、遠別町において風力発電施設及び施設建設に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という。）の建設にあたって、環境保全、景観形成の視点から事業者が自主的に遵守する事項や調整手順を明らかにすることを目的として制定する。

2 対象

（1）対象施設

遠別町において建設する風力発電施設等の新設、増設、または大規模な改修（以下「建設等」という。）を行う場合を対象とする。

ただし、以下については対象外とする。

- ①発電規模が100kw以下の施設で売電を主目的としないもの
- ②発電規模に関わらず売電を主目的としない公共的なもの

（2）対象地域

ガイドラインの対象地域は町内全域とする。ただし、本町行政区域に属さない場合であっても本町に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインを適用する。

ガイドラインの区域区分は、各種法令等の規制、自然環境や景観の保全、良好な生活環境の確保等を勘案し、次のとおりとする。（別紙：区域区分）

- ①法規制等により極めて建設等が困難な区域
- ②自然保護等から建設が好ましくない区域
- ③上記以外の区域であり、調整を要する区域

3 ガイドラインによる調整手順

（1）町の窓口

事業者は、総務課企画振興係を町の窓口として、風力発電施設等の建設等について町の所管課と協議するものとする。

（2）法規制に係る協議

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る法規制について、町の所管課又は関係行政機関と協議し、必要な調整を行うものとする。

想定される主な法規制は別表1

（3）事前調査

事業者は、風力発電施設等の建設等に係る地域の事前調査を行う。

【主な調査項目】

- ・建設前の騒音調査
- ・建設前の動植物調査（鳥類を主とした天然記念物等の保護される動植物、渡り鳥のコース等）
- ・建設前の景観調査（民家や公園、道路など主たる眺望地点から）
- ・建設前の電波障害調査
- ・建設工事作業による環境影響予測（緑地、水質保全関係）

(4) 事前説明

関係する公的機関、近接住民及び漁業・農業協同組合、森林組合等、環境保護団体等への事業計画説明を行う。なお、環境影響評価の対象事業となる場合には、住民の同意を書面で得るものとする。

【主な説明事項】

- ・建設規模及び建設スケジュール
- ・建設後の発生騒音の予測
- ・建設後の景観について（合成写真等で説明）
- ・電波障害発生予測
- ・建設による動植物の影響予測（天然記念物、渡り鳥のコース等）
- ・建設工事作業による環境影響予想（緑地、水質保全関係）

(5) 事業説明結果の報告

事業説明会の実施結果について、遠別町へ報告する。

(6) 事後調査と報告

建設完了後に最終の建設規模と障害発生の予想された事項について事後調査結果を遠別町へ報告す

【主な事後調査事項】

- ・建設後の騒音調査
- ・建設後の景観調査（民家や公園、道路など主な眺望地点から）
- ・建設後の電波障害調査
- ・建設後の動植物調査（天然記念物、渡り鳥のコース等）

4 建設等に当たっての基準

(1) 住宅からの距離

住宅から500m以上又は全高の2倍以上のいずれか大きい方。

(2) 騒音

騒音に係る環境基準「専ら住居の用に供される地域」最寄住宅において昼間55dB以下、夜間45dB以下

(3) 低周波音

住宅等において、環境省「低周波音問題対応の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参考値を超えないものとする。

(4) 振動

風力発電施設等の敷地境において、振動規制法に基づく地域の指定等第1種区域の2の振動の規制基準を超えないものとする。昼間 65dB、夜間 55dBを超えない。

(5) 電波障害

地域に影響が出ないように十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(6) 自然環境

風力発電施設等の建設等によって動植物に与える影響を可能な限り回避するよう十分配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(7) 景観

①事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。

②風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。

③事業者は、景観に与える影響が甚大で良好な景観若しくは風致を著しく阻害する場合は、必要な措置を講ずるものとする。

④事業者が風力発電施設等及びその周辺に広告物を表示する場合には、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみを表示するものとする。

(8) 光害

事業者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民や動植物への影響を及ぼさないように必要な措置を講ずること。

(9) 文化財

事業者は、風力発電施設等の建設等にあたって、遠別町教育委員会と影響及び保護について協議すること。

5 建設等の工事中及び工事完成後における調査

事業者は、風力発電施設等の建設中及び建設後についても環境及び景観等の保全に関し、「4 建設等にあたっての基準」の遵守に努めなければならない。

6 設置後の維持管理等

(1) 事業者は、設置した施設について正常な機能を維持するための計画書を作成し遠別町に提出すること。また、破損又は事故等を未然に防止するよう努めるものとする。

(2) 事業者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生したときには、原因を調査し誠意をもって対応するとともに、その内容を遠別町に報告すること。

7 その他

風力発電施設等の建設等に当たり、住民等から事業者へ申し入れのあった事項について速やかに遠別町へ報告するとともに誠意をもって対応するものとする。

附則

このガイドラインは、平成25年5月23日から施行する。

(別表 1)

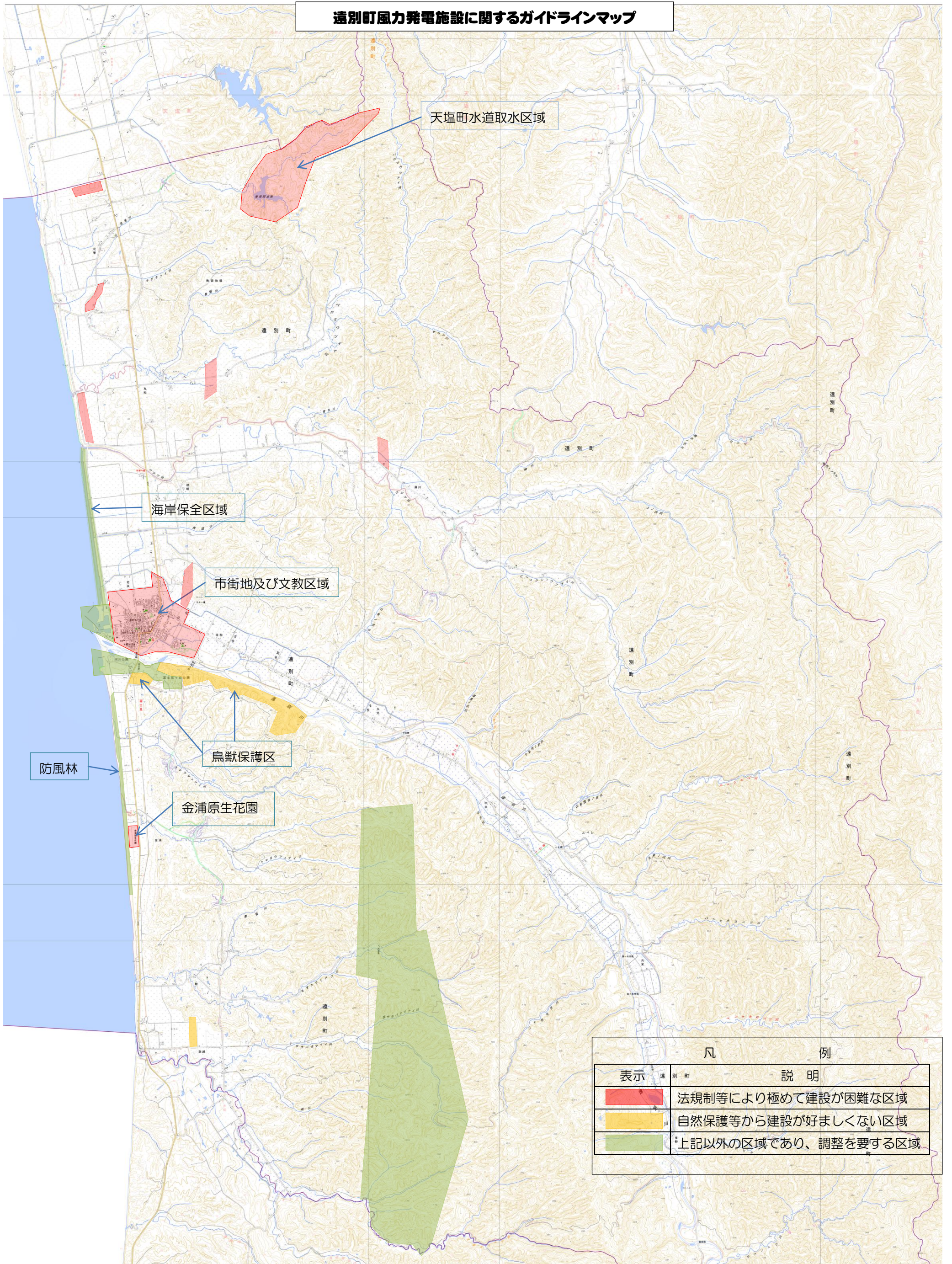
想定される主な法規制

No.	法・規制名	所管課
1	建築基準法、建築基準法施行令	経済課
2	道路法	経済課
3	道路交通法	経済課
4	消防法	北留萌消防組合
5	騒音規制法	
6	振動規制法	
7	森林法	経済課
8	砂防法	経済課
9	地滑り等防止法	経済課
10	自然環境保全法	総務課
11	文化財保護法	教育委員会
12	農地法	経済課、農業委員会
13	農業振興地域の整備に関する法律	経済課
14	国土利用計画法	総務課
15	自然公園法	総務課
16	漁港漁場整備法	経済課
17	海岸法	経済課
18	港則法	
19	航路標識法	
20	漁業権	
21	電波法	
22	電気事業法	
23	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	経済課

(その他)

1	送電線等の付帯設備	送電線等には資機材等輸送用道路を含む。
2 (1)	大規模な改修	風力発電施設等の変更で、機種 of 全面的な変更、または環境、景観若しくは住民の生活に大幅な影響を与える変更(回転羽根、タワー着色変更、資機材の保守作業)
2 (1) ①	100kw 未満	複数導入型においては、単機当たりの発電規模が100kw 未満であっても、全体の発電量が100kw 以上となる場合は、本ガイドラインの対象とする。
2 (2) ②	自然保護等から	海岸法による海岸保全区域、自然環境保全法による特別区、森林法による保安林であっても、申請許可を得て調整により建設が可能となる区域があるもの。
2 (2) ③	調整	本ガイドラインに基づく、住民等や各種関連団体との調整をいう。 別紙区域区分は、事業者が計画段階において電力発電施設等の建設等の可能性を検討するために参考として掲げたものであり、事業者が最終的に確定するにあたっては所管との法規制等に係る協議において、法規制の有無、内容及び詳細な区域を確認する必要がある。
4 (1)	住宅	住宅のほか、文教施設・保健福祉施設等をいう。
4 (1)	500m	NEDO の風力発電導入ガイドブックによると、800kw の風車の例では250m 程度離せば生活に影響は無いとされ、風車の設置数が増えると騒音も大きくなると記されている。このため、風車規模や基数が増えることを想定し500m 以上の離れとする。
4 (5)	電波障害	テレビ電波については全戸ケーブル化されているので支障は考えられない。電話局、漁業無線、防災無線等があり支障の無いように後補地点を設定すること。
4 (9)	文化財	埋蔵文化財包蔵地 ①北浜1 遺跡 字北浜 59-1,67-1、67 - 30~74 ②北浜2 遺跡 字北浜 58-2~4、国有海浜地 ③北里砂丘遺跡 字北里 466-1・2、国有海浜地 ④北里1 遺跡 字北里 190,193-1~1、194 ⑤北里2 遺跡 字北里 44,45,48,49
6 (1)	正常な機能を維持	施設を設けるにとどまらず、継続してその機能を維持するための計画を策定する。機能が保全できなくなった場合の措置についても計画すること。

遠別町風力発電施設に関するガイドラインマップ



凡 例

表示	説明
	法規制等により極めて建設が困難な区域
	自然保護等から建設が好ましくない区域
	上記以外の区域であり、調整を要する区域